

社会福祉法人朝霞地区福社会 介護等特定処遇改善手当の額に関する理事長の定め

令和元年10月 1日
理 事 長 決 裁

(目的)

第1条 この定めは、社会福祉法人朝霞地区福社会介護等特定処遇改善手当支給規程第5条第1項の規定に基づき、介護等特定処遇改善手当の額に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(介護等特定処遇改善手当の額)

第2条 介護等特定処遇改善手当の額は、別表第1、別表第2に定めるところによる。

附 則

この定めは、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この定めは、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この定めは、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この定めは、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 常勤職員

		対象施設			
		みつばすみれ学園	すずらん	朝光苑・短期入所	デイサービスセンター
区	A	月額 10,000 円	月額 10,000 円	月額 19,500 円	月額 11,000 円
	B	月額 5,000 円	月額 5,000 円	月額 9,500 円	月額 5,500 円
分	C	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

別表第2 臨時職員等

		対象施設			
		みつばすみれ学園 ※	すずらん	朝光苑・短期入所	デイサービスセンター
区 分	A	1時間につき 60円	1時間につき 60円	1時間につき 100円	1時間につき 60円
	B	1時間につき 40円	1時間につき 40円	1時間につき 50円	1時間につき 30円
	C	1時間につき 10円	該当者なし	該当者なし	該当者なし

※ 南西部地域療育センターにおける支給額の算出方法

1月の実労働時間に1/2を乗じた数（1時間未満の端数が生じた場合は切り上げ）
に1時間当たりの介護等特定処遇改善手当の額を乗じる